

## 實踐理性批判の根本問題に就て

世 良 壽 男

## 序 言

カントの實踐理性批判の問題は、大體これを三つに分ちて考へることが出来ると思ふ。即ち第一は、道德法の問題で、之れはかの『道德の形而上學の基礎』に於て確立せられたる道德法の概念をば、更らに嚴密に發展して、凡ての質量的原理をば、これの中より排除し、道德法の先天性、形式性をば力説したものである。第二は、自由の問題で、之れはかの、第一批判に於て消極的、蓋然的に認容せられたる物自體及自由の概念をば、實踐の見地より考察し、之れをば道德法の實在根據として、積極的、必然的に、その可能をば論究したものである。第三は、最高善の問題で、こは、感性的理性的生類としての人間の理想たる、徳と福との合致が果して可能なりや、又可能なりとせば如何なる意味に於て可能なりや、を論じたもので、カントは、所謂實踐理性の二律背反を

ば解くことによりて、之に解決を與へてゐる。而て右の中第一及第二の問題は、主として本書第一章の分析論に於て論ぜられ、第三の問題は第二章辨證論の主題である。然しこの第三の問題は、カントの道徳學に於て必ずしも重要な位置を占むるものではない。吾人は今次にこの第二批判の中心問題とも云ふべき第一及第二の問題をば、カントに従ひて、その概要をば辿り、彼の先驗倫理學の根本思想をば考へて見たいと思ふのである。

## 一 純粹實踐理性の最高原理の展開

一 今吾人は、純粹實踐理性の最高原理につきて考察するに當り、先づ注意しなければならぬことはこの第二批判の出發點が何故に第一批判に於ける如く直觀にあらずして原理であるかといふとである。カントによれば、元來純粹理論理性の批判は、悟性に對して與へられたる對象の認識と關係する。而てこの對象の認識は、直觀に於て與へられたる雜多が純粹概念によりて綜合統一せらるゝとによりて始めて可能なるを以て、必然的に、その分析的考察は、感覺の批判と云ふことよりして始めなければならぬ。而してその次ぎに漸次概念、原理に進んで行かなければならぬ。

然るに之れに反して、實踐理性の批判にありては、これは認識せらるべき對象とは關係なく、唯だ對象をば實現すべき自己特有の能力たる意志にのみ關係するを以つて、この實踐理性は毫も直觀の對象をば與ふる必要なく、唯だ理性の法則をば與ふればよいのである。かくて實踐理性の批判は、先天的なる實踐的原理の可能といふことより出發しなければならぬ。而てその後、に於いて實踐理性の對象の概念、最後に純粹實踐理性の感性に對する關係、即ち實踐理性の動機の考察に進み行かなければならぬ。これこの第二批判の分析論の順序が、第一批判のそれと全く逆になつた所以である。

二 さて、カントがこの實踐理性の最高原理の分析的考察をなすに當りて、先づ第一に、提出したる問題は、純粹理性は、果して實踐的たり得るや否や。換言すれば、『純粹理性は、それ自身にて意志の規定に充分なりや。又は經驗的に制約せられたるものとしてのみ、意志の規定たり得るものなりや否や。』(K.d.p.V.15)といふことであつた。而て此の問題に答ふる爲めに、カントは先づ格率と實踐的法則との二概念をば區別し、而て此の後者即實踐的法則の本質をば明かにすることによつて、純粹理性が、それ自身のみにて充分實踐的たり得ることを證せんとしたのである。

カントによれば、一般に實踐的原理とは、『多くの實踐的規律が從屬する處の意志の普遍的規定を含む命題である。』(pr. V. 21) 而て此等原理は、『制約が唯だ主觀の意志に對してのみ妥當なるものとして、主觀より認めらるる時は、そは主觀的である。即ち格率 (Maxime) である。然るに制約が客觀的に、即ち凡ての理性的生類の意志に對して妥當なるものとして認めらるる時は、客觀的である即ち實踐的法則 (praktisch-*es* Gesetz) である。』(pr. V. 21) それ故に格率は、或る生類の主觀がよつて以て行爲する處の主觀的原理たるに反し、實踐的法則は、凡ての理性的生類がよつて以て行爲せざる可からざる處の客觀的原理である。(Grundlegung 55) と云ふことが出来る。

然るに今、この實踐的法則は、理性が意志の唯一の規定根據ならざる處の生類に對しては、一般に命令 (Imperativ) として現はれて来る。換言すれば、こは行爲の客觀的強制を表はす當爲 (Sollen) によりて特性付けらるる規律として現はれて来る。(pr. V. 22) 而て此の當爲は、若し理性が意志をば完全に規定するならば、行爲はたしかに此の規律に従ふて起るなるべし、と云ふことをば示せるものなるを以て、従つて此の命令は客觀的妥當性を有しかの主觀的原理としての格率と全然その性質を異にして居ると言はなければならぬ。

然るに今カントに從へば一般に吾人の實踐的生活に現はれ來る命令には二種ある。即ち一は假言命令 (hypothetischer Imperativ) で他は定言命令 (kategorischer Imperativ) である。前者は、『單に結果及びその到達に關してのみ、理性的生類の因果性の條件をば規定し、』後者は、『結果を生ずるに充分なりや否やに關せず、唯だ意志をのみ規定する』ものである。(pr. V. 22) それ故にこの後者即定言命令のみが嚴密なる意味に於て命令、從つて實踐的法則たることが出來る。これ前者即假言命令は、吾人が意志する處の或物に對する手段として、可能的行爲の實踐的必然性をば要求する、といふとをば示すに過ぎざるに反し、後者即定言命令は、他の目的に對する關係なく、それ自身に客觀的必然的として、行爲をば表象する處のものであるからである。かくて實踐理性の唯一の規定根據は、この實踐的法則又は定言命令である。即ちこの實踐的法則に依てのみ純粹理性は實踐的たるを得るのである。從つてかの最初に提出せられたる問題即ち『純粹理性は果して實踐的たり得るや』といふ問題は、ここに『實踐的法則又は定言命令は果して可能なりや』といふ問題として、これを改むることが來る。これ此の如き法則にして存在するならば、これはその本質上必然的に意志をば充分直接的に規定し得るからである。

三 さて、カントによれば、右の如き實踐的法則が存在するといふことは、これ絶對的に疑ふことの出來ぬ理性の事實 (Faktum der Vernunft) である。元來道德的法則は、何等理性の先行の所與、例へばかの自由の意識といふが如きものよりして證明することは出來ぬ。(自由の意識は却つて道德的法則によつて可能であるから。) 而かも、こは、本ほ、純粹直觀にも又經驗的直觀にも根據せざる處の先天綜合命題として吾人に迫り來るのである。(pr. V. 37) それ故にこの道德的法則は又假令吾人が、經驗中に、それに對する充分の服從の實例をば見出すことが出來ぬといふことが許さるるとするも、そはなほ吾人が先天的に意識し、且つ必然的に確實なる純粹理性の事實として與へらるる處のものである。従つて道德的法則の客觀的實在性は、思辨的又は經驗的に支持せられたる理論理性の凡ての努力による如何なる續釋によりても證明することを得ない。従て假令吾人が、その必然的確實性をば斷念せんとしても、そは經驗によりて是認するを得ず、従て後天的に證明せられ得ない、而かもなほ、どこまでも其自身に於て確立してゐるのである。(pr. V. 57) 但しここに、注意すべきは、この道德的法則が、理性の事實として與へられてゐるといふ場合の事實といふことは、『決して經驗的事實ではなくして、この法則によりて自からをば本來立法的余は、

此の如く欲する。余は此の如く命ずる。 *sic volo sic jubeo* として自からを表象する處の純粹理性の特有の事實』(pr. V. 37) を指したものである。即ちこれは決して心理的經驗的事實でなくして、どこまでも論理的、先驗的事實を指したものである、と云ふことである。

以上の如く、道徳的法則は、吾人に於ける理性の事實として、吾人はこれが存在につきて決して疑ふことは出来ぬ。然らば此の如き理性の事實としての道徳的法則の本質及形式は、如何なるものでなければならぬだらうか。之れが次に起り來る問題である。

四 カントは實踐的原理としての道徳的法則の先驗的確立に當りて、先づ法則の概念中より凡ての實質的要素をば排除すべきことをば力説した。即ち彼れによれば、『凡て欲求能力の對象(實質)をば意志の規定の規定根據として豫想する處の實踐的原理は、悉く經驗的であつて、何等の實踐的法則をも與ふることは出来ぬ。』(pr. V. 23, *Lehrsatz I.*) 何となれば此の如き實質的原理は、常に對象の表象及びこの表象の主觀に對する關係、即ち快、不快の感情と連關して居る。然るに吾人は對象の表象につきて、それが快又は不快と結合せるや、或は又全然無關心のなりや、といふことに關し

ては、これを先天的に認識することを得ない。従つて此の如き場合にありては、意志の規定根據は全く偶然の特殊のたゞであつて、決して法則としての必然性普遍性をば要求することを得ないからである。

今若し、實質的原理にして以上の如く、決して實踐的法則たることをば得ないとすれば、この實踐的法則の本質は、當然實質的でなくして形式的であり、内容的でなくして純粹でなければならぬ。換言すればこの實踐的法則は、それが意志の直接なる規定根據である限り、こは何等對象の表象とは關係なく、單なる格率そのものの形式でなければならぬ。かくてここに、『理性的生類にして、その格率をば、實踐的普遍的法則として考ふる爲めには、彼は此の格率をば、實質に關してにあらずして、單に形式に關してのみ、意志の規定根據を含む處の原理として考ふることを得るのみである』(pr. V. 31 *Lehrsatz III.*) と云ふ命題が成立する。然らば此の如く、全く實質に關係なく、純粹に形式的なる、實踐的法則とは果して如何なるものであり、又こは如何様に吾人の意識に現はれ來り、吾人の意志を規定するか。又此の如き法則に規定せらるる意志の性質は如何なるものでなければならぬであらうか。

五 先づ道德的法則にして、全くその實質に關係なく純粹形式的でなければならぬ



とすれば、換言すれば、吾人は道德的法則の概念中より凡ての質料的要素をば捨象し終らなければならぬとすれば、そこに残留する道德的法則の概念の唯一の標徴は、意志が自己の立てたる法則に従ひて働くといふこと、換言すれば、普遍的立法 (allgemeine Gesetzgebung) といふことでなければならぬ。即ちこの普遍的立法といふ形式そのものが、道德的法則の唯一の内容でなければならぬ。かくてここに道德的法則は、その最も根本的なる型式として、次の如くに、これを表はすことが出来る。

『汝の意志の格率が常に。同時に、普遍的立法の原理として、妥當し得るやうに行爲せよ。』 (pr. V. 36)

而てカントはこれをば、かの『道德の形而上學の基礎』に於ては、左の如くに表はして居る。

『普遍的法則となることをば、汝が意志し得る如き格率に、徒ひてのみ行爲せよ。』 (Gr. 55)

即ち吾人の意志規定が、普遍的立法又は普遍的法則の要求に適ふ様に行爲せよ、といふことが、此の道德的法則の根本的の意味である。而てカントは、この普遍的立法、又は普遍的法則といふとをば、道德的法則の標徴として、行爲の道德的價値を批判せ

んとするのである。

カントは曰ふ、今余は、あらゆる確實なる手段によりて自己の財産をば増大する、ことをば余の格率と爲したりとせよ。而てその所有者が死し、それに關する如何なる證書も残り居らざる依托物か今余の手中にありとせよ。此の如きは余の格率の適用の好機である。唯だこの場合余の知らんと欲する處は、その格率が果して普遍的立法として妥當し得るや否や、換言すれば、此の格率が法則の形式をばとり得るや否や、と云ふことである。而て余は直ちに、かかる原理が、法則としてそれ自らをば不定する、といふことをば知るのである。これ、若し然らざれば、世には依托物が存在せざるべし、といふ結果となるからである。かくて吾人が法則として認めんとする處の實踐的法則は必ず普遍的の特質を有しなければならぬ。而てこの普遍的立法といふ特質に矛盾する如き格率は決してこれを法則となすことが出來ぬ、と云ふことが出來るのである。

六 今若し以上の如く、格率の單なる普遍的立法的形式のみが意志の充分なる規定根據なりとせば、かかる普遍的立法的形式によりてのみ規定せらるる意志の性質は如何なるものであらうか、又かかる普遍的立法的形式そのもの、認識は如何にし

て起り來るのであらうか。

カントに従へば、元來法則の單なる形式は、唯だ理性によりてのみ表象せらるるを以て、即ちそは何等感官の對象ではなく、從つて又現象に屬せざるを以て、意志の規定根據としての形式の表象は、自然界の出來事のあらゆる規定根據とは全く異らざるを得ない。而て若し、普遍的立法的形式以外、如何なる他の規定根據も、意志に對して、法則として役立ち得ずとせば、此の如き意志は、當然現象の自然法、即ち因果の法則よりして、全然獨立せるものとして考へられなければならぬ。而て此如き獨立性は、即ち先驗的意味に於ける自由と稱せらるるものである。從て格率の單なる立法的形式のみを法則となし得る處の意志は、即ち自由意志 (freier Wille) でなければならぬ。それ故に、普遍的立法的形式としての實踐的法則は、唯だこの自由意志の豫想の下にのみ可能であると言はなければならぬ。然しながら吾人は今ここに、實踐的法則と自由意志とは其本質上如何に相關係せるかこの實踐的法則は、寧ろ單に自由意志、即ち純粹實踐理性そのもの、の自覺であり、而して此の純粹實踐理性は、自由といふ積極的觀念と全く同一なるものでないかどうか (pr.V.34) をば問題にするものではない。

これ等のことに關しては、後の純粹實踐理性の原理の根據としての自由の權利付け

の場合に譲り、ここには、唯だ、この無制約的なる實踐的法則の認識は、果して何處より來りしか。こは自由より來りしか、經驗より來りしか、又は、實踐的法則そのものより來りしか、といふことにつきて考へて見たいと思ふのである。

先づ、此の無制約的なる實踐的法則の認識は、決して經驗より來るとは出來ぬ。こゝれ經驗は、單に現象的法則の認識を與ふるに過ぎざるを以て、從て超感的自然の形式としての實踐的法則の認識をば與ふるとは不可能であるから。次に、この實踐的法則の認識は、又自由よりも來るとは出來ぬ。これ自由に關する吾人の最初の概念は、全く消極的で、吾人はこの自由につきて決て直接的にこれを意識することを得ないから。かくてこの實踐的法則の認識は、必然的に、實踐的法則それ自身より先天的に起り來つたものでなければならぬ。即ち吾人が意志の格率をば計畫するや否や、吾人に、最も最初に現はれ、最も直接的に意識せらるるものは、實にこの實踐的法則である。換言すれば、この實踐的法則は、吾人の純粹理性が實踐的となるや否や、これと同時に意識せられ來るもの、この意味は於て、こは純粹實踐理性、そのもの、自覺、又は、實踐的法則、そのもの、自覺である、と言ふことが出来る。而して此の如き自覺は、吾人の實踐理性に於けるあらゆる經驗的なる不純なる要素が捨象せられて、それが純粹實踐

理性即ち純粹意志そのものになれる時始めて可能である。而てかくして得られたるこの實踐的法則をば、如何なる感性的制約によりても打克たれざる、否な全くこれより獨立せる規定根據として、これを表はすことによりて、始めて、これは直接的に自由の概念にまで導き行くのである。

七 以上に於て吾人は實踐的法則が、その唯一の標徴として、普遍的立法、即ち何等除外例なき普遍性必然性をば有してゐなければならぬ、といふこと、及び吾人の意志そのものが純粹になることによりて、此の道德的法則が認識せらるる、といふことを見た。然しながら此の如き實踐的法則の特質は、吾人の道德的生活に於て果して如何なる意味を有してゐるであらうか。こは如何なる意味に於て、自然法に於ける普遍性必然性と異つてゐるであらうか。カントによれば、此實踐的法則が自然法と異りて吾人の道德的生活の規定根據となり得るは、これが自己立法的法則であるからである。換言すれば、法則自からが自覺を有するからである。元來實踐的法則の普遍性必然性とは、決して外部的な事實的な普遍性必然性ではない。こは内面的な論理的な普遍性必然性でなければならぬ。夫故に、假令此世界に於ける凡てのものが、實際上、法則の命ずる處に従ひあるとするも、こは單に偶然的であつて、法則の要求す

る内面的普遍性必然性とは毫も關する處がない、と言はなければならぬ。かくて實踐的法則の普遍性必然性の究極的の制約は、唯だ法則の爲めに法則をば遵守する、といふことの要求でなければならぬ。而て此の如き法則の遵守は、法則が外部的に意志に與へられ、意志に強ひられしものにあらずして、意志自からが自己に對して、與へし法則即ち自己立法的法則なる時に於てのみ始めて可能である。而しこの自己立法的法則に對する自己立法的意志をば、カントはこれを自律 (Autonom) と呼びこれに對して、自己以外の他の法則によりて支配せらるる意志をば、他律 (Heteronom) と呼んでゐる。それ故に、その究極の根據に於て、道德的法則をば制約し、これをば可能ならしむる處のものは意志の自律であると言はなければならぬ。即ち理性が自律的なる限りに於て、その與ふる法則は無制約的の内的普遍性必然性をば要求することが出来る。換言すれば無制約に妥當することが出来る。かくてここに定理四、として次の如き命題が成立して來る。即ち『意志の自律は、凡ての道德的法則、並にそれに従ふ義務の唯一の原理である。之に反して氣隨のあらゆる他律は、何等責任の根據ともならざるのみならず、却つてその責任の原理及び意志の道德性の原理に相反對せるものである。』 (pr. V. 39. Lehrsatz IV.)

八 吾人は今やカントに従ひて、道德法則の本質を探ねて、終に意志の自律及他律の概念にまで到達し、而て意志の自律の原理をば道德的法則の唯一の原理となすことによりて、道德的行爲の根柢にまで進んで來た。即ち道德及び道德的命令の可能性は自己立法的又は自律的意志をば必然的に豫想して居る。然らばこの自己立法的、自律的の意志は、果して如何なるものを豫想して居るであらうか。今若し意志にして自己自からの立法者なりとせば、彼れは自己自からをば規定し、而て彼れ、の、行爲の、一般的原因であり、而て同時に凡ての他の原因よりして、獨立でなければならぬ。而て、此の如く、自己自からの行爲の原因であり、且つ凡ての外的原因又は規定根據よりの獨立は、これを自由 (Freiheit) と稱する。それ故に、自由は自律的意志の根本豫想でなければならぬ。然るに、今若し、吾人にして、此の如く、自由をば單に自然的原因よりの獨立といふやうにのみ解するならば、こは消極的の意味に於ける自由であつて、從つて自由の本性を捉ふるに極めて貧弱の概念であると言はなければならぬ。それ故に、今若し意志にして自由でなければならぬとすれば、そは單に自然より獨立せる因果性である、と言ふに止まらずして、彼れの行爲の法則は、他より彼れに與へられしものにあらずして、却つて彼自からが自己に與へし、といふ、自己立法又は自己原因をば

意味しなければならぬ。而てこれやがて積極的意味に於ける自由は外ならないのである。(P. V. 39) 然らば此の如き積極的意味に於ける自由は如何にして可能であらうか。今カントによれば、感性界に於ては、原因としての或事物の概念は、結果としての他の事物の概念に對せる關係に於て成立する故に、此の如き意味の自由は、感性界に於ける性質であることは出来ぬ。從てこは決して吾人の理論的認識の對像となることは出来ぬ。かくてここに、實踐的法則の根本豫想としての自由の權利付けといふことが、終極の困難なる問題となつて來るのである。而てカントは、これをば主として、『純粹實踐理性の原理の續釋に就て、』の章に於て論究して居る。

## 二 純粹實踐理性の原理の根據としての自由の權利付け

一 前にも述べたる如く、純粹實踐理性の最高原理としての道德的法則は、感性直觀、從て經驗よりして全く獨立して妥當する處の單なる概念よりして與へられる。而て此の法則は理論理性に對しては全く説明すべからざる事實即ち純粹悟性界を指さず事實、否な純粹悟性界の法則そのものとして吾人に現はれて來る。然しなが



ら、此の道德的法則が此の如く、全く經驗より獨立せる超感界の法則として吾人に直接に意識せらるるといふこと、即ちこれが吾人の理性の先驗的事實であるといふことの爲めに、道德的原理の續釋は、かの理論的原理のその如くにこれを充分全うすることは出來ぬ又全うせられ得ないのが當然である、と云はなければならぬ。これ道德的法則は、吾人に於ける唯一の實踐的先驗であり、従つてこれは凡ての實踐的概念の根柢となるべきものであつて、決して他の概念よりして續釋し來り得べきものでないからである。かくて此の道德的法則は、どこまでも理性の事實として發見し確立せらるべきもので之れが續釋は全く不可能であり、又無意義であると云ひ得るのである。

然しながら、以上の如く、求めて得られない道德的法則の續釋の代りに、今や茲に別な全然豫期せられなかつた處のものが發見せられたのである。即ち『此の道德的原理は却て或る不可思議なる能力、即自由の能力の續釋の原理たることが出来る』(pr. V. 57)と云ふこと之れである。元來此の自由の能力は、前にも述べたる如く、如何なる經驗もこれをば證明し得ざる處のものであるが、而も理論理性が少くとも可能として想定しなければならなかつたものである。元來感性界に於ける生類の因果

性の規定は、それ自身としては、決して無制約的なることを得ない。而も此の制約のあらゆる系列に對しては、必然的に、無制約者（das Unbedingte）従つて、全然それ自からによりてのみ、規定せらるる因果性が存在しなければならぬ。換言すれば、絶對的自發の能力としての自由の理念は、理論理性の領域に於ても、可能でなければならなかつた。即ちこは一つの限界概念として、規制原理として、その實在性をば認めざるを得なかつた。而も之れが單なる限界概念、規制原理たる限りに於て、之れを此の現實界に於て實現することは出来なかつた。即ち此の自由をば、自由に行動する生類の認識にまで、持ち來たすことは出来なかつた。然るに今や、此の空虚なる場所は、それ自身辯護の必要なき道德的法則によりて満たさるるに至つた。即ち此の道德的法則は、『單に自由の可能をば證明するのみならず、又その現實をも證明するに至つたのである。』（pr. V. 57）然らば此の自由の理念は、如何にして、道德的法則を通じて可能であらうか。又自由をば一つの本體的因果性とするならば、こは如何にしてかの自然的因果性に對して成立することが出来るであらうか。此の如きは全く因果の範疇の超驗的適用として、理性認識を逸脱したものではなからうか。これ等の疑問に答ふる爲めに、カントは、先づ、因果概念、特にヒュームの因果概念の批評より始め

る。

二 カント以爲らく、若しヒュームにして、一般に爲さるる如く、經驗の對象をば、物自體なりと認むるならば、因果概念をば、全く虚偽且つ迷妄なりとした彼れの主張は正當である。これ物自體に關しては、或事物Aが興へられある故に、他の事物Bが、何故に、必然的に、興へられねばならぬか、を認むることが出來ぬ。從て物自體につきて、此の如き先天的認識を許すことは出來ぬからである。然るに若し此の經驗の對象にして、現象なりとせば、吾人はヒュームの因果概念に對する考へをば決して正當であると云ふことは出來ぬ。これ此の因果概念は、決して彼れの主張する如くに經驗の結果として得られたものではなくして、寧ろ經驗及その對象は、此の因果概念によりて可能となるからである。それ故に吾人は、經驗及びその對象に關して、因果概念の客觀的實在性をば證明し得るのみならず、又それ自から有する必然性によりて、先天概念として、之をば權利付けることが出來る。即ち經驗的起源にあらずして、純粹悟性よりして、その可能をば示すことが出來る。

然しながら今翻つて考ふるに、かの可能的經驗の對象でない事物に對する因果概念の適用といふことは、果して絶對的に嚴禁せらるべきものであらうか。前にも述

べたる如く、因果概念の起源は、純粹悟性そのものの中にあるが故に、この因果概念は、對象一般（感性的又は非感性的何れとも）に關係せられ得る處の妥當概念でなければなぬ。従つて感性的對象に適用せらるべき自然的因果性に對して非感性的對象に適用せらるべき本體的因果性即ち自由を認むるとは、決して不合理と言ふことは出來ぬ。唯だ、之れに要せらるべき直觀を缺如せるが爲めに、吾人はこの本體的因果性即ち自由に對する認識をば有し得ないばかりである。

三 今吾人の理性が、右の如き因果性を有する、といふことは、吾人が實踐上に於て課せらるる處の命令即ち道德的法則の本質よりして明らかである。元來道德的法則の標徴としての當爲は、全自然界中、他の場合にありては、毫も現はれて來ない處の必然性と確實性とを有つて居る。悟性は自然に關して、唯だ現に存在し、過去に於て存在せし、又未來に於て存在するならんと思はるる處のものをば認識するに過ぎない。然るにかの當爲は、若し吾人にして單に自然的過程のみを眼中におくとせば、こは全く無意義のものになつてしまふであらう。吾人は自然界に於て、何が、生ずべき筈なるかと云ふとをば問ふことは出來ぬ。こは恰も、圓は如何なる性質を有すべき筈なるかと問ふことが出來ぬと同一である。吾人は唯だ、自然界に於て何が起るか、

又如何なる性質をば圓が有するか、といふことをば問ひ得るのみである。かくて此の當爲の妥當する處の世界は決して自然界でなくして、超自然界必然の世界にあらずして自由の世界でなければならぬ。

然らば此の如き超感界に屬すべき道德的命令、又は當爲は、自然的動作としての吾人の行爲に對して、果して如何なる關係を有するであらうか。カントによれば此の當爲は、單なる概念以外何等他の根據をも有せざる可能的行爲をば表はせる處のものである。然るにこれに對して、かの自然的働作に於ては、その根據は常に現象でなければならぬ。それ故に當爲の適用せらるる行爲は、全く同時に自然的制約の下に於て可能でなければならぬ。然るに此の自然的制約は意志そのものの規定には關係せずして、却て唯だ現象中に於けるその結果にのみ關係する。そこには吾人の意欲を刺戟する多くの原因があるかも知れぬ。或は又そこには、多くの感性的の誘引が存在するかも知れぬ。而も彼等は決して當爲をば生み出すことは出來ぬ。却て唯だ毫も必然的ならざる而も常に他より制約せらるる處の意欲をば造り出し得るに過ぎない。而て此の意欲に對して、理性より發せらるる處のかの當爲が常に相對立せらるるのである。即ち理性は、凡ての經驗的に與へらるる根據に對して毫

も譲る處なく又現象界に於ける事物の秩序に頓着する處なく、唯だ自から充分の自發性を以て、理念に從ふ一種特異なる秩序をば造り出すのである。而て此の秩序中に於て、彼れ理性は經驗的制約をば適合せしめ、又此の秩序に從ふて、彼れは、之迄決して起らず、又將來も恐らく起らざる可しと思はるる處の行爲をば必然的として主張するのである。而もなほ理性はその行爲に關して因果性を有す、といふことが同様に假定せられ得るのである。これ若し理性にして全く因果性を有しない、とすれば、彼れは彼れの理念よりして、何等の結果をも經驗中に期待することが出來ぬからである。唯だ此場合この理性の因果性は、どこまでも本體的因果性として、感性界に於ける時間制約をば離るるのみならず却て、結果の經驗的系列の感性的制約をば始めて生起せしむる處の能力 (K.d.r.V.441)として解せらるることを要するばかりである。

吾人は上來、純粹實踐理性の原理の概念より出發して、その本質及型式につきて考察し、更らに、此の原理を通じて、その根據なる自由の客觀的實在性をば權利付けかくして、此の純粹實踐理性の原理をば、實踐的先驗的根據の上に打建てんとしたものである。それ故に吾人は、之れより更らに進みて、此の原理の目的とする處の對象の

1090 概念は果して何ぞや、といふことの考察に移らなければならぬ。

### 三 純粹實踐理性の對象の概念

一 先づ實踐理性の對象とは如何なるものであらうか。カントによれば、實踐理性の對象とは、『自由による可能的結果としての對象の表象』である。或は又、『その對象又はその反對が、よつて以て實現せらるべき行爲と意志との關係』である。従て或物が純粹實踐理性の對象なりや否やを判別するといふことは、『若し吾人にそれに對する能力にあらば、或對象が實現せらるる行爲をば、意志することが可能なるか、又は不可能なるかを區別すること』に外ならない。それ故に、『實踐理性の唯一の對象は善及惡 (Gute und Böse) に關する對象であると云ふことが出来る。之れ前者は、欲求能力の必然的對象をば意味し、後者は、嫌忌能力の對象を意味するか、而も兩者とも、理性の原理に従ふて居るからである。』(Pr. V. 69-70)

然しながら、右の如き意味の對象をば實踐理性が有するといふことは、果して如何なる意味であらうか。吾人が上來考察して來た、道德的法則の概念よりすれば、純粹實踐理性に關しては、原理とそれの對象の概念とは全く同一的でなければならぬ。

その間には決して實質的の區別があつてはならぬ。抑も純粹理性は、それ自から實踐的たることが出來、而て決して欲求能力の實質、即ちその實現が希求せらるる處の對象によりて規定せらるることは出來ぬと云ふことは、これ迄繰返へして力説せられた處であつた。それ故に實踐理性の對象は、道德的法則、それ自身の實現及び不實現といふことの外何物でもあることは出來ぬ。即ち此の意味に於て、善及惡が實踐理性の唯一の對象である、と言ふことが出來るのである。

然しながら、吾人は翻つて、此の實踐理性の原理と、その對象の概念の本質的の意味をば一層深く反省するならば、此の兩者は、それが原理として、又は對象として考へらるる限りに於て、吾人の道德的意識に於て、決して全然同一の位置を要求することは出來ぬ、と云ふことをば發見するであらう。即ちカントによれば、『善及惡の概念は、決して道德的法則以前に存するにあらざして、却て道德的法則の後に、又それによりてのみ規定せられなければならぬ。』(Pr. V. 76) 換言すれば、『對象としての善の概念が、道德的法則をば規定し且つ之を可能ならしむるにあらざして、却て道德的法則が先づ善の概念を規定し、且つ之れをば可能ならしむるのである。』(Pr. V. 77) それ故に原理は、吾人の道德的意識に於て、善の概念に比して、一層根本的である。善なる



が故に道德的法則が命ずるにあらずして、道德的法則が命ずるが故に善なのである。道德的法則に従ふといふことが、やがて吾人に於て、善として意識せらるるのである。あのカントが『道德の形而上學の基礎』の劈頭に於て、『凡て此の世に於て、否な一般に又此世以外に於ても、無制約的に善として主張せられ得べきものは、唯だ善意の外は考ふることは出来ぬ。』(Gr. 21)と云つたのも、亦此の意味をあらはしたものと云はなければならぬ。これ善意とはやがて道德的法則に従ふ意志に外ならないからである。

二 右の如く、實踐理性の對象としての善及惡の概念は唯だ意志が道德的法則によりて規定せらるるや否やといふことによりて、始めて道德的意識に現はれ來るもので、決して道德的法則が善及惡の概念から生ずるのではない。從て此の善及惡の概念は、『本來人格の行爲に關係せるものであつても、決してその感覺、狀態に關係せるものではない。……或は又物件に關係せるものではない』(pr. V. 73)と言ふことが出来る。然るに今若し吾人にして、普通爲さるる如く、善及惡の概念をば道德的法則より導き出さずして、却つて善及惡の概念より道德的法則をば導き出さんとせば、かくして打建てられたる道德的原理は、當然快樂說、幸福說の實質的原理となつてしまは

ければならぬであらう。何となれば、此の場合、基本概念としての善及惡の概念は、全然道德的法則と關係なきを以て、これは唯だ、『その存在が快樂をば約束し、而てそのものをば生ずる爲には、主觀の因果性即ち欲求能力をば規定する處の或物』(Pr. V.70)たり得るに過ぎない。然るに今『如何なる表象が、快樂を伴ひ、如何なる表象が不快を伴ふかを先天的に識別することを得ない故に直接に善又は惡なる處のものを見出すは、全く經驗によらなければならぬ』(Pr. V.70)かくて、此の如き、快不快の感情、從て經驗的、後天的の根據を有するに過ぎない善及惡の概念の上に建てられたる道德的原理は當然、實質的な經驗的な、快樂說幸福說に終るべき運命を有つてゐると言はなければならぬからである。之を要するに善及惡の概念は、それが實踐理性の對象たらざる可からざる限りに於て、こはどこまでも、道德的法則そのものに於てのみ、その根本的意義を發見すべきもので、決して之れが、道德的法則を規定する原理たることは出來ぬ。換言すれば善及惡の概念は、純粹意志即善意、從て道德的法則そのものの自覺としてのみ、その意義と價值とを有するものと考へられなければならぬ。

三 以上の如く純粹實踐理性の對象にして、道德的法則そのものの自覺としての善及惡の概念であるとするれば、ここに次に起り來る問題は、此の道德的法則の對象た

る善及惡は、如何なる仕方にて於て現實界に實現せらるるか、即ちその實際的適用の方法は如何といふことである。而てかの『純粹實踐的判斷力の範型に就て』の節は即ち此の問題をば考察したものである。

吾人は此の道德的法則の實際的適用につきて考ふるに當り、之れをば先づ、理論理性の場合に於ける範疇の實際的適用と比較して見る必要がある。さて、カントによれば、悟性の範疇は、『感性直觀の雜多をば先天的なる意識の下に持來たす』に役立つ處のものであり、而て之れに對して、意志の範疇即ち自由の範疇は、『欲求の雜多をば、道德的法則によりて命令する處の實踐理性又は先天的なる純粹意志の意識の統一に從はしむる』に役立つ處のものである。(Pr. V 76) 然るに今前者即ち悟性の範疇の場合にありては、こは感性直觀とは全く異種のものであり、且つ何等直觀に對して關係を有せざるを以て、之が如何にして一般に現象に適用せられ得るか、と云ふことは、困難なる問題であつた。而て之れに對する解答は、一方此の範疇と同種なる從て知的にして純粹なる、而て他方に於て、感性的なる第三者が興へらるると云ふことによりて全うせらるべきであつた。而て此第三者は、やがてカントの所謂先驗的圖式 (transzendentales Schema) 即ち『概念に對して、その形象をば供する構想力の

普遍的作用』(K. d. r. V. 114)であつた。而も之れにかかはらず、悟性の範疇は、『吾人に可能なる凡ての直観に對して唯だ無限定的に對象一般をば、普遍的觀念によりて表示する處の思想形式』(pr. V. 79)に過ぎなかつたのである。然るに之に反して、自由の範疇の場合にありては、道德的法則は、それ自から、感性界に於ける外的所與としての行爲に關係なきを以て、之れに對して、『如何なる直観も又如何なる圖式も、その適用の爲めに、具體的に供給せられない。それ故に、道德的法則は、悟性そのもの以外に他の自然の對象に對して之を適用するとを介する他の認識能力を有しない。』(Pr. V. 84) 換言すれば、道德的法則の個々の行爲への適用は、決してかの悟性の範疇の場合の如く、構想力によりて媒介せらるるを得ない。却て悟性が、純粹叡智的性質を有し而も自然に對する立法者として、之れに關係せる限りに於て、此の悟性によりてのみ媒介せられ得るのである。かくて今感性界に於て吾人に可能なる行爲をば、純粹實踐的法則の下に包攝するに際しては、感性的自然の一つの出來事としての行爲の可能は、問題ではない。換言すれば、『法則に從ふ場合の圖式が問題ではなくして、却て、法則それ自身の圖式が問題なのである。』(pr. V. 83—4) それ故に、此の場合、悟性は、感性的の圖式にあらずして、法則を、而かも感官の對象によりて具體的に表はされ得

る處の法則を、從て自然法をば、唯だその形式に關してのみ、判斷力の爲めの法則として表はすことが出来る。而て此の意味に於て、カントは、自然法をば、道德法の範型 (Typus des Sittengesetzes) と呼んで居る。(pr. V. 84)

然らば、道德的法則は、此の自然法をば範型として、如何なる仕方にて、實際的行爲に適用せらるるであらうか。換言すれば、道德的法則に従ひて、『個々のものをば、抽象的規律の下に包攝する』判斷力の自然的規律は如何なるものであらうか。カントによれば、元來自然法は、その本性上、法則一般の標型として役立つ處のものである。從て若し、具體的行爲に於ける格率が、同時に吾人自からの屬する自然的法則として意志せられ得ると云ふことが示さるるならば、之れによりて、此の格率は實踐的法則又は善の理性理念に適合すると云ふことが證示せられるのである。かくて道德的法則の實際的適用の規律は次の如くに、之を表はすことが出来る。即ち、『若し行爲にして、汝自からもその一部なる處の自然の法則に従ひて起らざる可からざるならば、汝は、汝が目的とせる行爲をば、汝自からの意志によりて可能なるものとしてよく之れを認め得るや否や、と云ふことをば自から問へ。』(pr. V. 84) と云ふこと之れである。而てカントは、かの『道德の形而上學の基礎』に於ては、之れをば道德法の

第一の型式の變形として、次の如くに表はして居る。即ち、『汝の行爲の格率が、汝の意志によりて、普遍的、自然法となるべきやうに行爲せよ。』(Gr. 56)

但し茲に注意して置かなければならぬことは、吾人の行爲の格率と普遍的自然法とのこの比較は、どこまでも、道德的法則の實際的適用の方式であつて、決して意志の規定根據ではない、と言ふことである。即ちこは、『此の如き自然法は、唯だ、道德的原理に從ひて、行爲の格率をば批判する範型に過ぎない。若し行爲の格率が、自然法一般の檢證に堪え得る如きものにあらずとせば、それは全く道德的に不可能である。』(Pr. V. 85) と云ふことをば示せるものに過ぎない。従つて、こは、決して意志の動機をば規定せるものと考へられてはならぬ。普遍性必然性といふことは、道德的法則そのものの形式的本質ではあるが、然しこは決して意志を動かす原動力ではない。然らば吾人の道德的意志を動かして、道德的法則そのものの實現の動機となるものは果して如何なるものであらうか。それが次に起り來る問題である。

#### 四 純粹實踐理性の動機

一 カントは、純粹實踐理性の動機 (Triebfeder) 即ち『自己の意志が、その本性上客

觀的法則に必然的に合致しおらざる生類の意志の主觀的規定根據』(pr. V. 87)の性質につき考察する爲めに、先づ適法性と道德性ととの二概念をば區別する。即ちカントによれば、行爲のあらゆる道徳的價値の本質は、前にも述べたる如く、道徳的法則が直接に意志をば規定すと云ふことでなければならぬ。然るに今假令意志規定は、道徳的法則に合致して起るも、若しその意志規定にして單に或る感情よりして起り、決して、法則そのものの爲めに起つたものでないならば、その行爲は、適法性 (Legalität) は有するであらうが、決して道徳性 (Moralität) をば含むであると云ふことは出來ぬ。

(pr. V. 87) 換言すれば、行爲の道徳性は、その行爲が單に法則の普遍性必然性の要求に合するのみならず、此の普遍性必然性の要求の自覺の下に、單に法則そのものの爲めに爲された場合、即ち客觀的規定根據としての法則が、同時に、充分なる主觀的規定根據となれる場合に於て始めて實現せられ得るのである。然らば此の客觀的規定根據としての道徳的法則は、如何にして主觀的規定根據即ち動機となることが出来るであらうか。

然しながら、カントに於ては、如何にして道徳的法則が意志の動機となることが可能なるかと云ふことは、前にも述べたる如く、如何にして自由は可能なるかと云ふ問

題と等しく、之れをば理論的に解くことの出来ぬ問題であつた。(pr. V. 89) 而もこは同時に實踐的には全く解くことを要せざるほど確實なる理性の事實であつた。それ故に吾人が今問題とする處は、何故に道德的法則はそれ自からに於て動機を與ふるか、と云ふことにあらずして、如何なる仕方、に於て道德的法則は動機となるか、又如何なる影響にそは欲求能力の上に有するが、と云ふことをば先天的に示すと云ふこととでなければならぬ。

二 前にも述べたる如く、道德的法則による意志の凡ての規定の本質は、意志が自由意志として、従て唯だ感性的衝動の共働なきのみならず、此等のものをば悉く排除するとによりて、又道德的法則に反對する限り凡ての性癖をば抑制するとによりて、單に道德的法則によりての規定せらるると云ふとに存する。それ故に、此限りに於ては、動機としての道德的法則の作用は、先づ單に消極的であると言はなければならぬ。然しながら此の道德的法則の吾人に對する消極的效果は、同時に又必然的に積極的效果をも伴ひ來らなければならぬ。即ち『その表象が、吾人の意志の規定根據として、吾人の自覺に於て吾人をば服從せしむる如きものは、それが積極的に、且つ規定根據である限り、それ自ら畏敬の情 (Achtung) をば喚起するものである。』(pr. V. 90-1)



然るに今道德的法則は、その對立物、即ち吾人に存する凡ての性癖に反對することによりて、先づ自愛、自負をば打破し謙抑せしむる故に、こは當然最大の畏敬の情の對象でなければならぬ。従て、經驗的根源より發せざる、先天的に認識せらるる積極的感情の根據でなければならぬ。それ故に此の道德的法則に對する畏敬の情は、知的根據より生ぜらるる感情であり、而て吾人が全く先天的に認識し得る、且つその必然性を認め得る唯一の感情である。(pr. V. 89—90) 而て此の意味に於て、畏敬の情は、かの道德的法則の影式的本質としての普遍性必然性が意志の客觀的規定根據たるに對してこは意志の主觀的規定根據、即ち動機である。嚴密に言へば『主觀的に動機として考へられたる道德性、そのもの』(pr. V. 93)であると言ふことが出来る。

三 右の如く、道德的の行爲は、客觀的には、道德的法則の形式主觀的には、道德的法則に對する畏敬の情によりて規定せらるることによりて成立するのであるが、此の如き行爲は、やがてこれカントの所謂義務(Pflicht)であらねばならぬ。即ちカントは、『義務の概念は、客觀的には、法則の一致を要求し、主觀的に、行爲の格率に於ては、法則による意志の唯一の規定根據としての法則に對する畏敬の情をば要求する。』(pr. V. 98)と言ふて居る。かくて行爲の凡ての道德的價值は、行爲が義務よりして爲さ

れしと云ふことに存し、決してその行爲が愛好その他の性癖によりて動かさるる如きものに存しない。然るに今義務はその本性上實踐的強要 (praktische Nöthigung) をばその中に含んで居る。即ちこは法則への服従として即命令として何等の快感をも含まないのみならず、却て行爲に對する多量の不快感をば含んで居る。而も此の不快なる強要は、唯だ吾人自からの理性の立法によりてのみ行はるるを以て、をば又一種の高揚 (Erhebung) をば含んで居る。而て感情に對する此の主觀的作用は、純粹實踐理性が、その唯一の原因なる限り、此の理性に關して自己承認 (Selbstbilligung) と稱せらるることが出来る。(pr. V. 98).

然しながら此の義務意識は、右の外に、本來吾人自からの理性よりして與へられたる純粹實踐的法則をば覺知し來る限りに於て、吾人をして、吾人に於ける二重性 (Zweitheit) をば認識せしむるのである。即ち此の義務は人間をば、感性的自己以上に高むるもの、唯だ悟性のみが思惟することを得而も同時に全感性界をば又時間内に於ける人間の經驗的全存在及びあちゆる目的の總體をば支配する處の踐感的事物の秩序に、人間をば結付くる處のものである。而てこれやがて人格性 (Persönlichkeit) 即ち全自然の機制よりの自由及獨立に外ならない。而も此の人格性は、同時に又獨異な

る法則即ち彼自身の理性によりて與へられたる純粹實踐的法則に従ふ生類の能力として考へられる。かくて此の『二つの世界に屬するものとして、人間は、彼自身の本質をば彼の第二の而て最高の規定に關して、唯だ敬虔の情を以て、而て又その法則をば畏敬の情を以ての外は、考ふことを得ない、と云ふことは、決して異しむに足らないのである。』(pr. V. 105)